

八郎湖研究会設置要綱

(目的)

第1条 八郎湖の水質改善に向けて、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」（以下「計画」という。）に盛り込んだ対策の効果的な実施手法の検討・検証及び産学官連携による調査・研究等を促進するため、八郎湖研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) デジタル技術等を活用した湖沼等に係る環境保全に関すること
 - ①環境保全型農業等による面源対策効果（負荷削減効果）について
 - ②湖沼水質保全に係るデータの共有及び効率的な活用等について
- (2) 多様な生態系の保全に関すること
- (3) その他計画を進める上で必要な調査・研究・評価等に関すること

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げる八郎湖の水質保全に関する学識経験者及び専門的知識を有する者（以下「委員」という。）並びに別途定める県の関係課所長から推薦を受けた県職員により組織する。

2 研究会には、第2条（1）から（3）について、より実効性の高い対策の実施等について検討する特別検討会を設ける。

3 特別検討会に属する委員等は、事務局が指名する。

4 特別検討会には、代表を置き、個別の検討会を総括する。

5 代表は、個別の検討会に所属する委員の互選により定める。

6 個別の検討会テーマは研究会（全体会）で決定し、検討結果等を取りまとめ、毎年、研究会に報告する。

7 委員の任期は、毎年、委嘱された日から翌年3月31日までとする。

(オブザーバー)

第4条 事務局は、オブザーバーを研究会及び特別検討会に参加させることができる。

(事務局)

第5条 研究会及び特別検討会の事務局は、生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室に置く。

(会議)

第6条 研究会及び特別検討会は事務局が招集する。

(設置期間)

第7条 研究会の設置期間は、令和8年3月末までとし、必要に応じて延長することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 5月27日から施行する。
- 2 この改正は、平成20年 9月 5日から施行する。
- 3 この改正は、平成20年 9月19日から施行する。
- 4 この改正は、平成21年 5月 1日から施行する。
- 5 この改正は、平成21年 8月 3日から施行する。
- 6 この改正は、平成21年10月 7日から施行する。
- 7 この改正は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 8 この改正は、平成22年 9月21日から施行する。
- 9 この改正は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 10 この改正は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 11 この改正は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 12 この改正は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 13 この改正は、平成28年 6月28日から施行する。
- 14 この改正は、令和 元年 6月12日から施行する。
- 15 この改正は、令和 4年 8月23日から施行する。
- 16 この改正は、令和 5年 9月 8日から施行する。
- 17 この改正は、令和 5年11月 2日から施行する。
- 18 この改正は、令和 6年 7月26日から施行する。

19 この改正は、令和 7年 5月27日から施行する。